

## にぎわい創出支援事業等助成金交付要綱

### (総則)

第1条 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は、米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）を利用し、規定の条件を満たす利用者に対し、施設利用料の一部を助成し、開催支援および地域経済の振興に寄与するとともに、多目的ホール及び国際会議室を重点に置いたセンターの利用促進を図るため、にぎわい創出支援事業等助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 助成金交付対象とする催事は、にぎわい創出助成金対象催事又は長期利用者助成金対象催事とし、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たすものとする。ただし助成対象が重複する場合は、高い助成金対象額のみを助成する。

#### (1) にぎわい創出助成金対象催事

多目的ホール（全面及び半面）もしくは国際会議室（全面）を主会場として1日以上の利用で、かつ新規又は過去2年間以上利用がなかった催事を対象とする。国際会議室（全面）においては連続2日間以上利用する催事を対象とする。

※過去2年間以上とは過去に利用があった初日から利用希望日初日との間が2年間以上とする。

#### (2) 長期利用者助成金対象催事

多目的ホール（全面及び半面）もしくは国際会議室（全面）を連続3日間以上利用する催事を対象とする。

2 前項の利用日数は、時間貸を行う施設については利用時間が8時間以上、区分貸を行う施設については午前、午後、夜間の利用区分のうちの2区分以上の利用をもって1日とする（準備のための利用料減免時間を含む）。

### (交付対象の除外)

第3条 第2条の条件を満たす催事であっても、各号に掲げるいずれかの条件に該当する場合は、助成金の交付の対象外とする。

(1) 自治体又はそれらが中心的な構成員として加入する団体が主催する催事。

(2) 県もしくは市町村又はそれらが中心的な構成員として加入しもしくは5割以上出資する団体から、補助金の交付を受けている催事。

(3) 学校減免制度及び文化団体減免制度など他の減免やビューローの支援を受けている催事。

(4) 宗教活動又は、政治活動を目的とした催事。

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある催事。

(6) 利用申込書提出後の主催者変更または請求先変更を行った催事

(7) ツアー興行など県外でも同等のイベントが行われる催事

(交付金額)

第4条 交付金額は、次の各号に掲げる交付基準により算定した金額とする。

(1) にぎわい創出助成金

次の表の催事区分欄に応じた利用施設区分欄の利用施設を対象として、交付率区分欄の該当する交付率を施設利用料（多目的ホールもしくは国際会議室に付随する施設を除く）に乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）を助成金として交付する。ただし、同表の交付率区分欄に掲げる上限額を限度とする。

催事区分	利用施設	交付率		
		初年開催 (上限額)	2年連続開催 (上限額)	3年連続開催 (上限額)
特定の参加者 を対象とした催事	多目的ホール 【平土間料金】	20% (20万円)	30% (30万円)	40% (50万円)
	国際会議室	15% (10万円)	20% (20万円)	25% (30万円)
広く一般を 対象とした催事	多目的ホール 【平土間料金】	25% (20万円)	35% (30万円)	50% (50万円)
	多目的ホール 【ホール料金】	20% (10万円)	30% (15万円)	40% (25万円)
	国際会議室	20% (10万円)	30% (20万円)	40% (30万円)

(2) 長期利用助成金

次の表の利用施設区分欄に応じて、1日あたりの金額欄に掲げる金額に利用日数（連続7日間までが上限）に乗じて得た額を助成金として交付する。

利用施設	利用日数	1日あたりの金額
多目的ホール（全面）	連続3日間以上	30,000円 / 日
多目的ホール（半面）	連続3日間以上	15,000円 / 日
国際会議室（全面）	連続3日間以上	15,000円 / 日

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、にぎわい創出支援事業等助成金交付申請書（様式第1号。以下、交付申請書という。）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付決定を行い、にぎわい創出支援事業等助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成金は交付申請書を受理した順に予算の範囲内で交付する。

2 助成金は、催事終了後30日以内に申請者に交付するものとする。

(交付決定内容の変更又は中止)

第8条 申請者は、第6条の交付決定を受けた内容を変更又は中止しようとする場合は、にぎわい創出支援事業等助成金変更(中止)申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し申請の内容が適当であると認めるときは、変更(中止)承認の決定を行い、にぎわい創出支援事業等助成金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の取消)

第9条 理事長は、申請の内容に誤りがあったときは、当該助成金の交付の取消決定を行い、にぎわい創出支援事業等助成金交付取消決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、当該取消決定処分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

## 附 則

(施行日)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年度の経過措置)

令和4年5月20日施行の地域経済・文化活動リカバリー助成金交付要綱により、令和5年度に交付対象となった催事のうち、本要綱の第2条第1項第1号に該当するものについては、第4条第1号の表により催事区分等をしたうえで、同表の2年連続の交付率で交付申請を行うことができる。

(既存制度の廃止)

平成19年4月1日施行の利用者支援事業助成金交付要綱は令和6年3月31日をもって廃止する。